

4. 行政サービスに対する企業側の評価、行政サービスに対する期待⁵⁵

現地インタビュー調査においては、シュレーダー政権時にアジェンダ 2010 が打ち出され、労働法規を柔軟に運用できるようになったことによって、2008～2009 年の金融危機を乗り越えられた、との意見が聞かれた。2008 年の法人税制改革についても、これにより、ドイツ企業の法人税負担は EU 内では中位レベルになったことから、一定の好意的な評価をもって受け入れられている。また、立地助成金や研究開発助成を含め、支出を伴う行政からの企業支援については EU 指令に抵触しない一定のルールの範囲で実施されているため、大きな不満は聞かれなかった。

一方、現地調査で企業団体に対して「どのような税、社会保険料、規制を負担と感じているか」をフラットに尋ねたところ、官公庁での手続き（ビューロクラシー）の煩雑さを挙げる回答が多かった。企業がこのような負担を感じていることは、官公庁へのインタビューを通じても確認することができた。なお、ドイツでは、厳しい環境規制が存在するが、それを負担に感じているという企業からの声は聞かれなかった。

他方、現在最も求めている行政支援については「仕事と子育ての両立支援」が筆頭に挙げられていた。現在のドイツの女性就労率は 70% に達しており、企業レベルではフレキシブルな労働モデルが必要とされるが、その前提となるべき保育所の整備などの公的サポートが必要である、との声が挙がっていた。特に、旧西ドイツでは「男性は外で仕事、女性は子どもができたら家庭」という伝統的意識が強いため、この面での施策対応が遅れている、とのことである。

なお、企業では、自衛策として公的保育所に対して資金支援を行う代わりに、従業員の子どもを受け入れてもらえるようにする場合もある。

企業からの要望が高い保育サービスの充実については、運営を担当する市町村または設置基準を定める州が、その要望先となる。

保育⁵⁶を含む社会福祉は、連邦基本法第 74 条第 1 項第 7 号に定められ、競合的立法権の対象となる分野の一つであり、連邦が立法権を行使しない範囲内において州が立法権を有することとされている。また、社会法典第 8 編（児童青少年援助）では、地方自治体に対し、保育を必要とする 3 歳未満児に保育を提供する義務を定めていが、保育所については連邦レベルでの設置基準は存在せず、州に義務的基準が存在する。州基準は「推奨」と呼ばれているものもあるが、実質的には義務的基準として機能している。したがって、保育所のあり方は州により異なるが、実際の運営は市町村が担当している。

本調査の対象州であるノルトライン・ヴェストファーレン州ならびにバーデン・ヴュルテンベルク州における保育制度を比較すると、以下のとおりとなる。

⁵⁵ 現地インタビュー調査結果より取りまとめた。

⁵⁶ 斎藤純子「ドイツの保育制度－拡充の歩みと展望－」『レファレンス』2011年2月号、および社会福祉協議会（2009）『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』を参照した。

図表 保育制度の比較

	請求権/提供義務	開所時間・保育時間	保育料	運営費	投資費用
NRW州	(社会法典第8編の規定を直接適用。)	保育時間は週 25 時間、35 時間、45 時間の3種類	青少年局が定めて徴収。その際、社会的な料金段階制を定め、親の経済力・保育時間を考慮しなければならない。きょうだいには保育料の減免を定めることができる。 施設設置者は給食費を請求できる。	【青少年局】保育児童1名あたりの基準額(年齢階層・保育人数・保育時間・職員数によって異なる)に基づいた補助金。補助率は施設設置者の種別により異なる。 【州】青少年局に対し補助額の一定割合を補助。補助率は施設設置者の種別により異なる。 ●教会・公法上の宗教団体の施設 青少年局：基準額の88% 州：補助額の36.5%。 ●その他の民間施設 青少年局：基準額の91% 州：補助額の36% ●親イニシアチブの施設 青少年局：基準額の96% 州：補助額の38.5% ●地方自治体の施設 青少年局：基準額の79% 州：補助額の30%	【州】予算法を規準として、青少年局に対し、施設の投資費用についての交付金を供与。
BW州	3歳以上就学までの全児童に施設保育が提供されるようとする市町村の努力義務。 3歳未満児に需要に応じた保育が提供されるようとする市町村の努力義務。		施設設置者が経済的負担・家族内の子の数を考慮して算定できる。 地方自治体の施設については、地方自治体公課法の規定により利用料を徴収。 ※施設設置者団体が具体的額を合同で勧告。運営費の20%を保育料で賄えるよう段階的引上げを目指している。	【市町村】民間及び営利の施設設置者に対して補助金 ●需要計画に含まれている施設：運営費の63%（幼稚園）／68%（保育所）以上 ●需要計画に含まれていない 施設：保育児童1人ごとに保育時間に応じた前年の基準額以上の額。 【州】地方自治体財政調整法を規準として市町村に交付金（2010年総額：幼稚園分4.04億ユーロ、保育所・在宅保育分8300万ユーロ）。保育児童数（保育時間により加重）に基づいて配分。	

(出所) 斎藤純子「ドイツの保育制度－拡充の歩みと展望－」『レフアレンス』2011年2月号